



産業廃棄物処理計画書

令和 元 年 5 月 17 日

島根県知事 殿

提出者

住 所 島根県浜田市三隅町西河内623番地2

氏 名 有限会社 岡田工務店

代表取締役 岡田 泰幸

電話番号 0855-32-0025

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	有限会社 岡田工務店
事業場の所在地	島根県浜田市三隅町西河内623番地2
計画期間	平成31年4月1日～令和2年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	建設業(総合工事業)
②事業の規模	元請完成工事高 226,240千円(税込)
③従業員数	17人
④産業廃棄物の一連の処理の工程	がれき類(コンクリートがら、アスコンがら、その他がれき類) ⇒ 中間処理業者又は最終処分業者へ委託 木くず ⇒ 中間処理業者へ委託 廃プラスチック(廃棄プラスチック及び混合) ⇒ 中間処理業者又は最終処分業者へ委託

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項		
(管理体制図)		
別紙のとおり		
産業廃棄物の排出の抑制に関する事項		
①現状	<b>【前年度（平成30年度）実績】</b>	
	産業廃棄物の種類	排 出 量 (t)
	廃プラスチック類	4.37
	木くず	449.43
	混合廃棄物（管理型）	4.85
	がれき類	819.34
	(これまでの実施した取組) 産業廃棄物の処理については、委託での収集運搬及び中間処分業者と適正に委託契約を締結し、再生利用の拡大、最終処分量の削減に努め、再資源化の向上を図っている。	
②計画	<b>【目標】</b>	
	産業廃棄物の種類	排 出 量 (t)
	廃プラスチック類	2
	木くず	200
	がれき類	500
	(今後実施する予定の取組) 現状の項目を継続し、資源の有効利用を推進する。 災害関連の業務が減少傾向にあるため、産業廃棄物処理量の低減が見込まれる。	
産業廃棄物の分別に関する事項		
①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 道路維持で排出される産業廃棄物には、分別困難な場合があるが、手作業で可能な限り分別している。	
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 廃プラや金属の分別を徹底し、再利用の拡大へと努力する。	

## 自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（———年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	———	———
	自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組) ———		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組) ———		

## 自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（———年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	———	———
	自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した 産業廃棄物の量	t	t
(これまでに実施した取組) ———			
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	———	———
	自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する 産業廃棄物の量	t	t
(今後実施する予定の取組) ———			

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度（———年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	———	———
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組) ———		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	———	———
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組) ———		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（平成30年度）実績】					
	委託業者別処理委託量実績表（単位：t）					
	種類	全処理委託量	優良認定処理業者	再生利用業者	認定熱回収業者	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者
	廃プラスチック類	4.37	4.37	0	0	0
	木くず	449.43	0	449.43	0	0
	混合廃棄物（管理型）	4.85	4.85	0	0	0
がれき類	819.34	0	819.34			
(これまでに実施した取組) がれき類、木くずは再生利用業者に委託している。						

②計画	<b>【目標】</b>																								
	委託業者別処理委託量目標表（単位：t）																								
	<table border="1"><thead><tr><th>種類</th><th>全処理委託量</th><th>優良認定処理業者</th><th>再生利用業者</th><th>認定熱回収業者</th><th>認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者</th></tr></thead><tbody><tr><td>廃プラスチック類</td><td>2</td><td>2</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td></tr><tr><td>木くず</td><td>200</td><td>0</td><td>200</td><td>0</td><td>0</td></tr><tr><td>がれき類</td><td>500</td><td>0</td><td>500</td><td>0</td><td>0</td></tr></tbody></table>	種類	全処理委託量	優良認定処理業者	再生利用業者	認定熱回収業者	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者	廃プラスチック類	2	2	0	0	0	木くず	200	0	200	0	0	がれき類	500	0	500	0	0
	種類	全処理委託量	優良認定処理業者	再生利用業者	認定熱回収業者	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者																			
廃プラスチック類	2	2	0	0	0																				
木くず	200	0	200	0	0																				
がれき類	500	0	500	0	0																				
(今後実施する予定の取組) 再生利用業者への委託を拡大していく。																									
※事務処理欄																									

備考

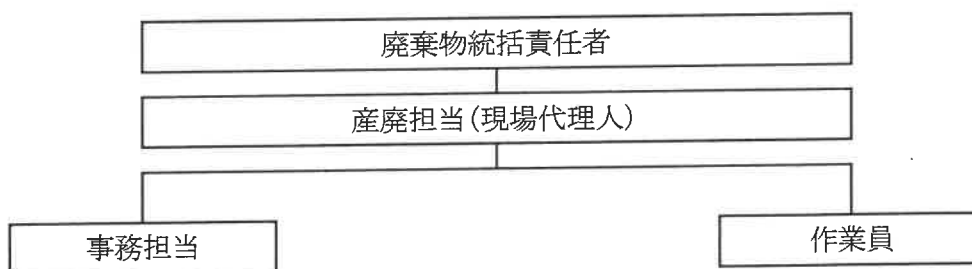
- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
  - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
  - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
  - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「—」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

(第2面 産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項)

【責任者及び管理組織図】

	統括責任者	代表取締役 岡田泰幸
	廃棄物担当	産廃担当係 現場代理人 組織人数 1人
役割	廃棄物統括責任者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・廃棄物処理方針の策定</li> <li>・廃棄物処理に関する各種事項の決定、承認</li> </ul>
	環境委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・廃棄物処理に関する検討 廃棄物の発生抑制、再生利用、中間処理、適正処理の推進、計画的な廃棄物の管理運営を行う上で必要な事項を検討する。</li> </ul> <p>委員長 代表取締役      委員 工事別現場代理人 事務局 産廃担当係</p>
	産廃担当係 (現場代理人)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・廃棄物処理計画の作成</li> <li>・廃棄物管理状況の把握と改善策の検討</li> <li>・処理業者、再生利用業者の調査、選定及び管理</li> <li>・委託契約の締結</li> <li>・産業廃棄物管理票の交付・管理</li> <li>・監督官庁への各種報告</li> <li>・社員に対する教育・啓発</li> <li>・その他関係する事項</li> </ul>

廃 棄 物 管 理  
組 織 表



【教育・研修】

発生する廃棄物の種類、発生状況、処理方法、処理に関する留意事項を整理し、従業員等に定期的に教育・研修等を行う。又、廃棄物関係法令、関係官庁の指導方針を周知し、講習等に積極的に参加するよう努める。

【情報公開】

廃棄物処理に係る信頼性を確保するため、廃棄物の発生、分別、再生利用状況について情報の公開に努める。